

## 配水管等布設工事における配管技能者の資格要件について (Q&A)

- Q 1 入札参加資格要件として大口径管登録者の配管技能者の雇用が必要となる工事について、具体的に教えてください。
- A 1 口径 500mm 以上のダクタイル鋳鉄管の布設を含む導水管・送水管・配水管布設工事が対象です。
- Q 2 入札参加資格要件となる大口径管登録者の配管技能者を雇用していますが、複数の案件に入札参加できますか？また、複数工事を受注できますか？
- A 2 大口径管登録者の配管技能者 1 名を複数の案件に提出し、入札に参加することができます。ただし、複数工事は受注に関しては、同時期発注の別工事を落札した場合に入札を無効とする等、案件ごとに可否が異なるため、入札公告にて詳細をご確認下さい。
- Q 3 入札公告の工事の種類が「土木工事」等の場合で、大口径管登録者の配管技能者の雇用が入札参加資格要件となる場合はありますか？また、どのような扱いになりますか？
- A 3 推進工事やシールド工事の中に、一部管布設工事が含まれている場合があります。このような場合で、口径 500mm 以上のダクタイル鋳鉄管の施工を伴う場合には、導水管・送水管・配水管布設工事と同様に大口径管登録者の配管技能者について入札参加資格要件とする場合があります。また、施工時に有資格者の配置を求めていますので、工事ごとに入札公告や特記仕様書をご確認下さい。
- Q 4 資格を有する配管技能者を、佐世保市水道局に届け出る必要がありますか？
- A 4 入札参加資格要件となる大口径管登録者の配管技能者については、落札後に有資格者の資格書類の提出義務があります（案件により、別途事前提出を求める場合があります）。施工時に配置する配管技能者については、施工計画書の提出時に、有資格者の確認ができる書類（写し）を添付して下さい。
- Q 5 現場に配置する配管技能者の複数工事の兼務は可能ですか？
- A 5 それぞれの工事において、管布設工の時期が重複しない場合には複数工事の兼務は可能です。ただし、常駐が義務づけられる他工事の現場代理人及び専任技術者と兼務はできません。なお、「現場代理人の取扱い等について（お知らせ）」（市 HP 参照）や「技術者制度運用マニュアル」（県 HP 参照）で、兼務可能に該当する場合はこの限りではありません。